

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日(策定)
更新年月日	令和8年3月31日(更新) (第1回)
目標年度	令和11年度
市町村名 (市町村コード)	三島町 (07444)
地域名 (地域内農業集落名)	滝谷地区 (第6区)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	5.82 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	5.82 ha
② 田の面積	5.82 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	— ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	— ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	— ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	— ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	— ha
(備考) ⑤農業者に対して引き受け意向の確認に時間を要すること、農地を特定できていないため。	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

地域全体の高齢化や中山間地域といった条件不利地域であることから、担い手の確保や後継者が不足、更には離農に伴う耕作放棄地の増加と鳥獣被害(特にイノシシ)により営農継続が困難な状況となっている。

中心経営体が農地を集積し耕作する面積よりも、農地所有者は農地を貸出又は売買したいとの意向が多いため、今後どのような手法で農地を維持していくのか、現在営農している農地を荒廃させずに次世代の担い手の確保と育成を図り、農地を守っていくかが課題となっている。

【地域の基礎的データ】

農業者:5名(うち50歳代以下0名)、農林業センサス4名、認定農業者1名(うち法人1件)、認定新規就農者0名

主な作物:水稲

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

現状の農地の維持を基本目標とし、農地条件や農作業等を鑑みて規模拡大に意欲的な法人等の担い手確保、農地中間管理事業の活用、農地の集積と集約化による農作業の効率化を図る。生産作物については、水稲やそば等の作付けを継続し、多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、経営所得安定対策を活用しながら農地の維持に務める。

また、個人の小規模耕作者も集落の担い手として耕作を続け、規模縮小や離農の意向が示された場合には、農地を集積意欲のある者へ貸し付ける。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
町農業委員会と連携を密にし、農地中間管理機構を通じて認定農業者や経営規模拡大を希望する農業者へ農地の集積や集約を図る。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	14.28	%	将来の目標とする集積率
			15 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
担い手への農地の集積と併せて、農地の集約化を進めることで団地面積の拡大を図る。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
町農業委員会と連携を密にし、農地中間管理機構を通じて認定農業者や経営規模拡大を希望する農業者へ農地の集積や集約を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方法
地域内の農地の貸し借りは、原則として農地中間管理機構を活用することとし、担い手の経営意向を踏まえながら効率的な営農につながる農地の集約化を目指す。
(3)基盤整備事業への取組
現時点では基盤整備事業を活用する予定はないが、地域や耕作者の意向を踏まえて多面的機能支払交付金を活用し、農道や水路等の簡易的な整備に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
地域内の担い手を中心に検討を進めていく。また、地域外からの認定新規就農者の受け入れや就農支援等を行うことについて協議又は検討していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
遊休農地化の拡大を防止するため、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金に該当する農地については、組織と調整のうえ取り組みを推進する。また、農業機械(トラクター・コンバイン等)の老朽化に伴い耕作できない農地については、農家が法人等の担い手に対して農作業委託を行い、農地の荒廃を防止する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①ツキノワグマやイノシシ等による鳥獣被害を軽減するために、電気柵等の設置や追い払い花火を活用しながら被害の防止を図る。
- ⑦多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払の事業を活用し、適切な農地や農道又は水路、保全管理等による維持管理を図る。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和11年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	担い手①	水稻+保全	4.66 ha	ha	水稻+保全	4.66 ha	ha	凡例参照	
利用者	担い手②	保全	0.24 ha	ha	保全	0.24 ha	ha	凡例参照	
利用者	担い手③	保全	0.09 ha	ha	保全	0.09 ha	ha	凡例参照	
利用者	担い手④	水稻+保全	0.29 ha	ha	水稻+保全	0.29 ha	ha	凡例参照	
利用者	担い手⑤	保全	0.06 ha	ha	保全	0.06 ha	ha	凡例参照	
利用者	担い手⑥	水稻	0.48 ha	ha	水稻	0.48 ha	ha	凡例参照	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	6経営体		5.82 ha	0 ha		5.82 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	—	うち計画同意者数(人・%)	—	#VALUE!
-------------	---	---------------	---	---------

- 注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
 注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
 注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。